

令和3年9月30日

県立神戸高等学校
保護者・生徒の皆様

県立神戸高等学校長
世良田 重人

緊急事態宣言解除後の教育活動等について

本県に発出されていた緊急事態宣言が今月末をもって解除されることとなりました。これに伴い県教育委員会から県対処方針に関する通知がありましたので、これまでとは扱いが異なる内容を中心に記載します。

緊急事態宣言は解除されるものの、感染が収束したわけではありません。引き続き感染防止対策を行ないながら、学校の様々な教育活動に取り組んで参りますので、ご理解・ご協力をお願いします。

記

1 教育活動

(1) 県外での活動（修学旅行を含む）は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。

(2) 感染防止対策

以下の指導を徹底します。

- ・ 登下校時には、マスク（感染防止の効果が高い不織布マスク着用を奨励。以下同じ）を着用する。ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさを感ずる場合は、交通機関利用時を除き感染防止をしながら着用しなくとも可とする。なお、マスクをはずした場合は会話を行わない。
- ・ 毎日の検温や手洗いを徹底する。
- ・ 食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行わない。
- ・ コンビニ等での飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。
- ・ 学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴う PCR 検査受診者がいる場合は参加しない。また、行き帰りには、マスクの着用を徹底する。
- ・ 生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴う PCR 検査を受けている場合も登校しない（学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置）。

※ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に伴う出欠等の取扱いは、9月1日付け文書のままで変更はありません。

2 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行います。

- ・ 活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする。
- ・ 学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の者（保護者、OB等）の参加は、本県の緊急事態宣言解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせる。

(2) 県外での活動（※全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。以下同じ）及び合宿（県内を含む）は、緊急事態宣言等解除後の感染状況を見極めるため、10月14日（木）（2週間）までは見合わせます。その後は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。